

2022年4月7日

各位

興和株式会社

高コレステロール血症治療剤「リバロ」の 損害賠償請求訴訟の控訴について

興和株式会社は、2018年6月1日より東和薬品株式会社に対して、当社が保有する高コレステロール血症治療剤「リバロ錠」（一般名：ピタバスタチンカルシウム、以下「リバロ」）に係る医薬特許（特許第5190159号、以下「本件特許」）の侵害に対する損害賠償請求訴訟を提起していたところ、2022年3月24日付で東京地方裁判所より当社の請求を棄却する判決が言い渡されました。当社はこれを不服として、4月6日付で知的財産高等裁判所に控訴し、引き続き、当社が保有する知的財産権の適切な行使を主張してまいりますのでお知らせいたします。


■経緯

- 当社は、2015年10月30日付にて東和薬品株式会社に対し、本件特許の侵害を理由として『ピタバスタチンCa・OD錠4mg「トーワ」』の製造販売の差し止めを求める訴訟を東京地方裁判所に提起し、東京地方裁判所は当社の請求を全面的に認める判決を下しました。その後、東和薬品株式会社による知的財産高等裁判所への控訴は棄却され、さらに東和薬品株式会社による最高裁判所への上告受理申立は不受理となり、製造販売の差し止め判決は確定しました。
- 当社は、上記の製造販売差止請求訴訟に加えて、東和薬品株式会社に対し、同社の『ピタバスタチンCa・OD錠1mg/2mg/4mg「トーワ」』の販売により損害を受けたとして、同製品の販売開始時期（2013年12月）から2019年3月末日までの期間における同製品の販売分に関して18,811,170,400円の損害賠償請求訴訟を提起しておりました。

■リバロについて

「リバロ」は、強力な LDL コレステロール低下作用を示す HMG-CoA 還元酵素阻害剤としてストロングスタチンに位置づけられ、その優れた脂質異常改善効果以外に数多くの知見により、長期使用での安全性、薬物相互作用発現の低減、糖尿病合併時の有用性等が確認され、日本国内をはじめ海外でも多くの脂質異常症患者向けに処方されています。

以上

 興和株式会社	広報部（東京）	東京都中央区日本橋本町 3-4-14 TEL : 03-3279-7392
	本店（名古屋）	名古屋市中区錦 3-6-29